

平成25年11月滋賀県議会定例会

文教・警察常任委員会 説明資料（条例関係）

提出案件	頁
議第 217 号 滋賀県社会教育委員条例案	1
議第 218 号 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	5
議第 220 号 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	11
議第 221 号 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	15
議第 222 号 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	21
議第 223 号 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	27
議第 224 号 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	33
議第 225 号 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	41
議第 226 号 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	47
議第 227 号 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	55
議第 228 号 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	67
議第 229 号 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	71
議第 230 号 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	77
議第 231 号 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	81
議第 232 号 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について	85

滋賀県社会教育委員条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるなど、必要な規定の整備を行うため、滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例（昭和 24 年滋賀県条例第 58 号）の全部を改正しようとするものです。

2 制定の概要

- (1) 社会教育法第 15 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置くこととします。（第 1 条関係）
- (2) 委員の定数の上限および委嘱の基準について定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 委員の任期について定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県社会教育委員条例新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例</u></p> <p>第1条 <u>滋賀県社会教育委員（以下委員という。）の定数は20人以内とする。</u></p> <p>第2条 委員の任期は2年とする。ただし委員の任期中その委員の欠けたる場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>第3条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p>	<p><u>滋賀県社会教育委員条例</u></p> <p><u>(設置)</u> 第1条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</u></p> <p><u>(定数等)</u> 第2条 委員の定数は、<u>20人以内とする。</u> 2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(任期)</u> 第3条 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 委員は、再任されることを<u>妨げない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(委任)</u> 第4条 <u>この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立青少年宿泊研修所について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) 65歳以上の者および障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、宿泊室の使用料の額および利用料金の上限額を5割に相当する額とすることとします。（別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用料)</p>
<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第13条 省略 (利用料金)</p>	<p>第6条～第13条 省略 (利用料金)</p>
<p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に研修所の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない</p>	<p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に研修所の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない</p>

理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第5条、第14条関係）

区分		金額
研修室	大研修室	円 1時間につき 980
	中研修室	同 560
	小研修室	同 430
	特別会議室	同 1,170
	会議室	同 430
	小会議室	同 240
	音楽室	同 480
	視聴覚室	同 480
	和室（大）	同 610
	和室（中）	同 560
	和室（小）	同 480
	多目的ホール	同 430
	クラフト室	同 860
	大ホール	同 1,350
宿泊室	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 570
	高等学校もしくは中等教育学校（後	同 740

理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第5条、第14条関係）

区分		金額
研修室	大研修室	円 1時間につき 1,060
	中研修室	同 600
	小研修室	同 460
	特別会議室	同 1,260
	会議室	同 460
	小会議室	同 260
	音楽室	同 520
	視聴覚室	同 520
	和室（大）	同 660
	和室（中）	同 600
	和室（小）	同 520
	多目的ホール	同 460
	クラフト室	同 930
	大ホール	同 1,460
宿泊室	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 620
	高等学校もしくは中等教育学校（後	同 800

期課程に限る。)の生徒もしくはこれらに準ずる者、25歳未満の青少年(児童等を除く。)または65歳以上の者	
その他の者	同 970

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 研修室の使用時間が30分以内の場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 研修室の和室(大)または和室(中)を宿泊のために使用する場合は、この表に定める宿泊室の額とする。
- 4 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 5 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 6 研修所の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

期課程に限る。)の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	
その他の者	同 1,050

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 研修室の使用時間が30分以内の場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 研修室の和室(大)または和室(中)を宿泊のために使用する場合は、この表に定める宿泊室の額とする。
- 5 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 7 研修所の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立安土城考古博物館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例案 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、観覧の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、観覧の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第7条～第11条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 第7条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、観覧者は、指定管理者に博物館が展示する資料の観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、観覧の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であって、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>	<p>第7条～第11条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 第7条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、観覧者は、指定管理者に博物館が展示する資料の観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、観覧の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であって、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>
<p>第13条 省略</p>	<p>第13条 省略</p>

別表（第6条、第12条関係）

1 常設展示

区 分		金 額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	1人1回につき <u>250</u> 円
	その他の者	同 <u>450</u>
団体 (20人 以上)	生徒等	同 <u>200</u>
	その他の者	同 <u>360</u>

2 特別展示 知事はその都度別に定める額

- 注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。
- 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

別表（第6条、第12条関係）

1 常設展示

区 分		金 額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	1人1回につき <u>300</u> 円
	その他の者	同 <u>500</u>
団体 (20人 以上)	生徒等	同 <u>240</u>
	その他の者	同 <u>400</u>

2 特別展示 知事はその都度別に定める額

- 注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。
- 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。
- 5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長浜ドームについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立長浜トレーニング場の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧

新

第1条～第4条 省略

(使用料)

- 第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。
- 2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。
- 3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。
- 5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6条～第13条 省略

(利用料金)

- 第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。
- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

- 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室
(1) 貸切り使用

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間

第1条～第4条 省略

(使用料)

- 第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。
- 2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。
- 3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6条～第13条 省略

(利用料金)

- 第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。
- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

- 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室
(1) 貸切り使用

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間

		午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで	
屋内 グラウンド	入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、 中学校、高等学 校、中等教育学校 等またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。)が 幼児、児童または 生徒を対象に使用 する場合	円 <u>6,300</u>	円 <u>9,730</u>	円 <u>12,600</u>
		アマチュアスポ ーツに使用する場 合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		その他の催物に使 用する場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>
	入場料 等を徴 収する 場 合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場 合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		アマチュアスポ ーツに使用する場 合	<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>
		その他の催物に使 用する場合	<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>
屋 外 グ ラ ウ ン ド		<u>1,830</u>	<u>2,510</u>	<u>3,100</u>	
練 習 室		<u>3,100</u>	<u>4,680</u>	<u>6,180</u>	
第 1 会 議 室		<u>2,510</u>	<u>3,680</u>	<u>4,360</u>	
第 2 会 議 室		<u>2,510</u>	<u>3,680</u>	<u>4,360</u>	
第 3 会 議 室		<u>1,260</u>	<u>1,830</u>	<u>2,060</u>	

		午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで	
屋内 グラウンド	入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、 中学校、高等学 校、中等教育学校 等またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。)が 幼児、児童または 生徒を対象に使用 する場合	円 <u>6,800</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>13,600</u>
		アマチュアスポ ーツに使用する場 合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		その他の催物に使 用する場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>
	入場料 等を徴 収する 場 合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場 合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		アマチュアスポ ーツに使用する場 合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
		その他の催物に使 用する場合	<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>
屋 外 グ ラ ウ ン ド		<u>1,980</u>	<u>2,710</u>	<u>3,350</u>	
練 習 室		<u>3,350</u>	<u>5,050</u>	<u>6,670</u>	
第 1 会 議 室		<u>2,710</u>	<u>3,970</u>	<u>4,710</u>	
第 2 会 議 室		<u>2,710</u>	<u>3,970</u>	<u>4,710</u>	
第 3 会 議 室		<u>1,360</u>	<u>1,980</u>	<u>2,220</u>	

(2) 個人使用
ア 屋内グラウンド

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人2時間につき <u>220</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 <u>350</u>
その他の者	同 <u>500</u>

イ トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)
幼 児 等	<u>220</u> 円	<u>2,200</u> 円
生 徒 等	<u>350</u>	<u>3,500</u>
その他の者	<u>500</u>	<u>5,000</u>

注 省略

2 宿泊研修館
(1) 宿泊室

区 分	金 額	
	宿 泊	昼 間 利 用
小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,740</u> 円	1人1回につき <u>740</u> 円

(2) 個人使用
ア 屋内グラウンド

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人2時間につき <u>240</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 <u>380</u>
その他の者	同 <u>540</u>

イ トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)
幼 児 等	<u>240</u> 円	<u>2,400</u> 円
生 徒 等	<u>380</u>	<u>3,800</u>
その他の者	<u>540</u>	<u>5,400</u>

注 省略

2 宿泊研修館
(1) 宿泊室

区 分	金 額	
	宿 泊	昼 間 利 用
小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>2,960</u> 円	1人1回につき <u>800</u> 円

洋室	生徒等または25歳未満の青少年 (児童等を除く。)	同 <u>3,550</u>	同 <u>500</u>
	その他の者	同 <u>4,460</u>	
和室	児童等	同 <u>2,060</u>	
	生徒等または25歳未満の青少年 (児童等を除く。)	同 <u>2,740</u>	
	その他の者	同 <u>3,320</u>	

(2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前8時30分 から午後零時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時30分 まで	午後1時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時30分 まで
	円	円	円	円	円
会議室A	<u>2,170</u>	<u>2,740</u>	<u>3,320</u>	<u>5,040</u>	<u>7,210</u>
会議室B	<u>1,940</u>	<u>2,640</u>	<u>3,210</u>	<u>4,820</u>	<u>6,760</u>

注1 および注2 省略

3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注4 以下 省略

洋室	生徒等または25歳未満の青少年 (児童等を除く。)	同 <u>3,830</u>	同 <u>540</u>
	その他の者	同 <u>4,820</u>	
和室	児童等	同 <u>2,220</u>	
	生徒等または25歳未満の青少年 (児童等を除く。)	同 <u>2,960</u>	
	その他の者	同 <u>3,590</u>	

(2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前8時30分 から午後零時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時30分 まで	午後1時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時30分 まで
	円	円	円	円	円
会議室A	<u>2,340</u>	<u>2,960</u>	<u>3,590</u>	<u>5,440</u>	<u>7,780</u>
会議室B	<u>2,100</u>	<u>2,850</u>	<u>3,470</u>	<u>5,210</u>	<u>7,310</u>

注1 および注2 省略

3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注4 以下 省略

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																										
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に体育館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 競技場</p> <p>(1) 貸切り使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午 前</th> <th style="width: 15%;">午 後</th> <th style="width: 15%;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額			午 前	午 後	夜 間						<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に体育館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 競技場</p> <p>(1) 貸切り使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午 前</th> <th style="width: 15%;">午 後</th> <th style="width: 15%;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額			午 前	午 後	夜 間					
区			分	金 額																							
	午 前	午 後		夜 間																							
区	分	金 額																									
		午 前	午 後	夜 間																							

		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
大 競 技 場	入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、 中学校、高等学 校、中等教育学校 等またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。) が幼児、児童また は生徒を対象に使用 する場合	円	円	円
			<u>6,300</u>	<u>9,730</u>	<u>12,600</u>
		アマチュアスポー ツに使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場 合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		アマチュアスポー ツに使用する場合	<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>
その他 の催物 に使用 する場 合		入場料等 が1,000 円以下の 場合	<u>63,000</u>	<u>97,300</u>	<u>126,000</u>
		入場料等 が1,000 円を超える 場合	<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>
入場料 等を徴 収しな	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場	<u>3,210</u>	<u>4,920</u>	<u>6,300</u>	

		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
大 競 技 場	入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、 中学校、高等学 校、中等教育学校 等またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。) が幼児、児童また は生徒を対象に使用 する場合	円	円	円
			<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>
		アマチュアスポー ツに使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場 合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		アマチュアスポー ツに使用する場合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
その他 の催物 に使用 する場 合		入場料等 が1,000 円以下の 場合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>	<u>136,000</u>
		入場料等 が1,000 円を超える 場合	<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>
入場料 等を徴 収しな	幼稚園等が幼児、 児童または生徒を 対象に使用する場	<u>3,470</u>	<u>5,310</u>	<u>6,800</u>	

小競技場	い場合	合			
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>6,300</u>	<u>9,730</u>	<u>12,600</u>
		その他の催物に使用する場合	<u>22,800</u>	<u>34,300</u>	<u>44,600</u>
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>6,300</u>	<u>9,730</u>	<u>12,600</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>32,100</u>	<u>49,200</u>
入場料等が1,000円を超える場合	<u>63,000</u>		<u>97,300</u>	<u>126,000</u>	

小競技場	い場合	合			
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>
		その他の催物に使用する場合	<u>24,600</u>	<u>37,000</u>	<u>48,200</u>
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>34,700</u>	<u>53,100</u>
入場料等が1,000円を超える場合	<u>68,000</u>		<u>105,000</u>	<u>136,000</u>	

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき <u>220</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>350</u>
その他の者	同 <u>500</u>

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき <u>240</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>380</u>
その他の者	同 <u>540</u>

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
特 別 室	円 <u>2,170</u>	円 <u>3,550</u>	円 <u>4,240</u>
第 1 会 議 室	<u>1,260</u>	<u>1,830</u>	<u>2,060</u>
第 2 会 議 室	<u>2,170</u>	<u>3,550</u>	<u>4,240</u>
第 3 会 議 室	<u>2,640</u>	<u>4,000</u>	<u>4,680</u>
第 4 会 議 室	<u>2,170</u>	<u>3,550</u>	<u>4,240</u>

注 省略

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
特 別 室	円 <u>2,340</u>	円 <u>3,830</u>	円 <u>4,580</u>
第 1 会 議 室	<u>1,360</u>	<u>1,980</u>	<u>2,220</u>
第 2 会 議 室	<u>2,340</u>	<u>3,830</u>	<u>4,580</u>
第 3 会 議 室	<u>2,850</u>	<u>4,320</u>	<u>5,050</u>
第 4 会 議 室	<u>2,340</u>	<u>3,830</u>	<u>4,580</u>

注 省略

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立栗東体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に栗東体育館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 アリーナ</p> <p>(1) アリーナ貸切り使用</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に栗東体育館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 アリーナ</p> <p>(1) アリーナ貸切り使用</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">金</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午</td> <td>前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> </tbody> </table>	金			額	午	前	午後	夜間	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">金</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午</td> <td>前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> </tbody> </table>	金			額	午	前	午後	夜間
金			額														
午	前	午後	夜間														
金			額														
午	前	午後	夜間														

区 分		午前 8 時30 分から午後 零時30分ま で	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30 分から午後 9 時30分ま で
入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。)を 徴収し ない 場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>6,300</u>	円 <u>9,730</u>	円 <u>12,600</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000 円以下の場合	<u>63,000</u>	<u>97,300</u>
入場料等が 1,000 円を超える場合		<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>

(2) バドミントンスペース

1面2時間につき 500円

(3) 体操練習スペース団体使用

区 分		午前 8 時30 分から午後 零時30分ま で	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30 分から午後 9 時30分ま で
入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。)を 徴収し ない 場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>6,800</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>13,600</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000 円以下の場合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>
入場料等が 1,000 円を超える場合		<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>

(2) バドミントンスペース

1面2時間につき 540円

(3) 体操練習スペース団体使用

金 額	

金 額	

区 分	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>4,580</u>	円 <u>7,440</u>	円 <u>9,170</u>
アマチュアスポーツに使用する場合	<u>9,170</u>	<u>14,900</u>	<u>18,300</u>

(4) 個人使用

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児・児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 <u>220</u>	円 <u>2,200</u>
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	<u>350</u>	<u>3,500</u>
そ の 他 の 者	<u>500</u>	<u>5,000</u>

2 トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)

区 分	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>4,950</u>	円 <u>8,040</u>	円 <u>9,900</u>
アマチュアスポーツに使用する場合	<u>9,900</u>	<u>16,100</u>	<u>19,800</u>

(4) 個人使用

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 <u>240</u>	円 <u>2,400</u>
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	<u>380</u>	<u>3,800</u>
そ の 他 の 者	<u>540</u>	<u>5,400</u>

2 トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以内)

幼 児 等	220 円	2,200 円
生 徒 等	350	3,500
そ の 他 の 者	500	5,000

3 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
第 1 会 議 室	2,510 円	3,680 円	4,360 円
第 2 会 議 室	2,510	3,680	4,360
第 3 会 議 室	2,510	3,680	4,360

注 省略

幼 児 等	240 円	2,400 円
生 徒 等	380	3,800
そ の 他 の 者	540	5,400

3 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
第 1 会 議 室	2,710 円	3,970 円	4,710 円
第 2 会 議 室	2,710	3,970	4,710
第 3 会 議 室	2,710	3,970	4,710

注 省略

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立武道館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																		
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に武道館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 競技施設</p> <p>(1) 貸切り使用</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に武道館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 競技施設</p> <p>(1) 貸切り使用</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">午 前</th> <th style="width: 33%;">午 後</th> <th style="width: 33%;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金 額			午 前	午 後	夜 間				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">午 前</th> <th style="width: 33%;">午 後</th> <th style="width: 33%;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金 額			午 前	午 後	夜 間			
金 額																			
午 前	午 後	夜 間																	
金 額																			
午 前	午 後	夜 間																	

区 分		午前 8 時 30 分から午後 零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで		
		円	円	円		
剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係る団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>6,300</u>	<u>9,730</u>	<u>12,600</u>	
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>	
		しない場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>	
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が 1,000 円以下の場合	<u>63,000</u>	<u>97,300</u>	<u>126,000</u>
入場料等が 1,000 円を超える場合			<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>6,300</u>	<u>9,730</u>	<u>12,600</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合					

区 分		午前 8 時 30 分から午後 零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで		
		円	円	円		
剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係る団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>	
		アマチュアスポーツに使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>	
		しない場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>	
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が 1,000 円以下の場合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>	<u>136,000</u>
入場料等が 1,000 円を超える場合			<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>6,800</u>	<u>10,500</u>	<u>13,600</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合					

柔道場		用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		その他の催物に使用する 場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下の 場合	<u>63,000</u>	<u>97,300</u>	<u>126,000</u>
入場料等が 1,000円を超え る場合		<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>	
弓道場 (近的)	入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>1,830</u>	<u>2,980</u>	<u>3,680</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>3,680</u>	<u>5,960</u>	<u>7,330</u>
		その他の催物に使用する 場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>3,680</u>	<u>5,960</u>	<u>7,330</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>7,330</u>	<u>11,300</u>	<u>14,900</u>
	その他 の催物	入場料等が 1,000円以下の	<u>18,300</u>	<u>29,800</u>	<u>36,800</u>

柔道場		用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		その他の催物に使用する 場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下の 場合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>	<u>136,000</u>
入場料等が 1,000円を超え る場合		<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>	
弓道場 (近的)	入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>1,980</u>	<u>3,220</u>	<u>3,970</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>3,970</u>	<u>6,440</u>	<u>7,920</u>
		その他の催物に使用する 場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>3,970</u>	<u>6,440</u>	<u>7,920</u>
		アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>7,920</u>	<u>12,200</u>	<u>16,100</u>
	その他 の催物	入場料等が 1,000円以下の	<u>19,800</u>	<u>32,200</u>	<u>39,700</u>

	に使用する 場合				
		入場料等が 1,000円を超える 場合	36,800	59,600	73,300
入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	1,830	2,980	3,680	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	3,680	5,960	7,330	
	その他の催物に使用する 場合	12,600	19,400	25,100	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	3,680	5,960	7,330	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	7,330	11,300	14,900	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下の 場合	18,300	29,800	36,800
		入場料等が 1,000円を超える 場合	36,800	59,600	73,300
入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	1,830	2,980	3,680	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	3,680	5,960	7,330	
	その他の催物に使用する 場合	12,600	19,400	25,100	

弓道場（遠的）

	に使用する 場合				
		入場料等が 1,000円を超える 場合	39,700	64,400	79,200
入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	1,980	3,220	3,970	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	3,970	6,440	7,920	
	その他の催物に使用する 場合	13,600	21,000	27,100	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	3,970	6,440	7,920	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	7,920	12,200	16,100	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下の 場合	19,800	32,200	39,700
		入場料等が 1,000円を超える 場合	39,700	64,400	79,200
入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	1,980	3,220	3,970	
	アマチュアスポーツに使用 する場合	3,970	6,440	7,920	
	その他の催物に使用する 場合	13,600	21,000	27,100	

弓道場（遠的）

相撲場	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>3,680</u>	<u>5,960</u>	<u>7,330</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>7,330</u>	<u>11,300</u>	<u>14,900</u>
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>18,300</u>	<u>29,800</u>	<u>36,800</u>	
		入場料等が1,000円を超える場合	<u>36,800</u>	<u>59,600</u>	<u>73,300</u>	

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき <u>220</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>350</u>
その他の者	同 <u>500</u>

2 会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大 会 議 室	<u>3,680</u> 円	<u>4,920</u> 円	<u>6,180</u> 円

相撲場	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>3,970</u>	<u>6,440</u>	<u>7,920</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>7,920</u>	<u>12,200</u>	<u>16,100</u>
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>19,800</u>	<u>32,200</u>	<u>39,700</u>	
		入場料等が1,000円を超える場合	<u>39,700</u>	<u>64,400</u>	<u>79,200</u>	

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき <u>240</u> 円
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>380</u>
その他の者	同 <u>540</u>

2 会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大 会 議 室	<u>3,970</u> 円	<u>5,310</u> 円	<u>6,670</u> 円

小 会 議 室	<u>2,510</u>	<u>3,680</u>	<u>4,360</u>
研 修 室 1	<u>1,590</u>	<u>1,830</u>	<u>2,170</u>
研 修 室 2	<u>1,590</u>	<u>1,830</u>	<u>2,170</u>
研 修 室 3	<u>1,590</u>	<u>1,830</u>	<u>2,170</u>
師 範 室 (劍 道)	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>
師 範 室 (柔 道)	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>
師 範 室 (弓 道)	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>	<u>1,590</u>

3 省略

注 省略

小 会 議 室	<u>2,710</u>	<u>3,970</u>	<u>4,710</u>
研 修 室 1	<u>1,720</u>	<u>1,980</u>	<u>2,340</u>
研 修 室 2	<u>1,720</u>	<u>1,980</u>	<u>2,340</u>
研 修 室 3	<u>1,720</u>	<u>1,980</u>	<u>2,340</u>
師 範 室 (劍 道)	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>
師 範 室 (柔 道)	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>
師 範 室 (弓 道)	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>	<u>1,720</u>

3 省略

注 省略

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立スポーツ会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 滋賀県条例第 33 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																		
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にスポーツ会館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 測定室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 40%;">分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額			円		小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは		<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にスポーツ会館の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 測定室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 40%;">分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額			円		小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは	
区	分	金 額																	
		円																	
	小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは																		
区	分	金 額																	
		円																	
	小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは																		

43

測定室 A	は生徒またはこれらに準ずる者 (以下「児童等」という。)	1人1回につき	<u>630</u>
	その他の者	同	<u>800</u>
測定室 B	児童等	同	<u>860</u>
	その他の者	同	<u>1,130</u>

2 トレーニング室

区 分	金 額		
	1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以 内)
高等学校もしくは中等教育 学校(後期課程に限る。) の生徒またはこれらに準ず る者(以下「生徒等」とい う。)	円 <u>3,680</u>	円 <u>450</u>	円 <u>4,500</u>
その他の者	円 <u>5,500</u>	円 <u>680</u>	円 <u>6,800</u>

測定室 A	は生徒またはこれらに準ずる者 (以下「児童等」という。)	1人1回につき	<u>680</u>
	その他の者	同	<u>860</u>
測定室 B	児童等	同	<u>930</u>
	その他の者	同	<u>1,220</u>

2 トレーニング室

区 分	金 額		
	1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以 内)
高等学校もしくは中等教育 学校(後期課程に限る。) の生徒またはこれらに準ず る者(以下「生徒等」とい う。)	円 <u>3,970</u>	円 <u>490</u>	円 <u>4,900</u>
その他の者	円 <u>5,940</u>	円 <u>730</u>	円 <u>7,300</u>

3 アリーナ
(1) 貸切り使用

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 午後零時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで
幼稚園、小学校、中学校、中等 教育学校(前期課程に限る。)等 またはこれらに関係のある団体が幼 児、児童または生徒を対象に使用 する場合	円 <u>2,860</u>	円 <u>3,550</u>	円 <u>4,360</u>
高等学校、中等教育学校(後期課			

3 アリーナ
(1) 貸切り使用

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 午後零時30分 まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 まで
幼稚園、小学校、中学校、中等 教育学校(前期課程に限る。)等 またはこれらに関係のある団体が幼 児、児童または生徒を対象に使用 する場合	円 <u>3,090</u>	円 <u>3,830</u>	円 <u>4,710</u>
高等学校、中等教育学校(後期課			

程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	<u>4,360</u>	<u>5,720</u>	<u>6,410</u>
その他の場合	<u>5,720</u>	<u>7,220</u>	<u>8,590</u>

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人2時間につき <u>220</u> 円
生徒等	同 <u>350</u>
その他の者	同 <u>500</u>

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室	<u>1,490</u> 円	<u>2,170</u> 円	<u>2,860</u> 円

5 宿泊室

区 分	金 額	
	宿 泊	昼 間 利 用
児童等	1人1泊につき <u>1,370</u> 円	1人1回につき <u>280</u> 円
その他の者	同 <u>1,600</u>	

程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	<u>4,710</u>	<u>6,180</u>	<u>6,920</u>
その他の場合	<u>6,180</u>	<u>7,800</u>	<u>9,280</u>

(2) 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人2時間につき <u>240</u> 円
生徒等	同 <u>380</u>
その他の者	同 <u>540</u>

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室	<u>1,610</u> 円	<u>2,340</u> 円	<u>3,090</u> 円

5 宿泊室

区 分	金 額	
	宿 泊	昼 間 利 用
児童等	1人1泊につき <u>1,480</u> 円	1人1回につき <u>300</u> 円
その他の者	同 <u>1,730</u>	

注1および注2 省略

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）がトレーニング室を使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注4以下 省略

注1および注2 省略

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がトレーニング室を使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注4以下 省略

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立アイスアリーナについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成 12 年滋賀県条例第 21 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新												
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にアイスアリーナの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 アイススケート場</p> <p>(1) 貸切り使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 40%;">分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料また</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額	入場料また	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	円	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にアイスアリーナの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 アイススケート場</p> <p>(1) 貸切り使用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 40%;">分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料また</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額	入場料また	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	円
区	分	金 額											
入場料また	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	円											
区	分	金 額											
入場料また	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、	円											

はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき	<u>11,000</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同	<u>22,100</u>	
	その他の催物に使用する場合	同	<u>77,200</u>	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	<u>22,100</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同	<u>44,100</u>	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同	<u>110,000</u>
		入場料等が1,000円を超える場合	同	<u>221,000</u>

(2) 貸切り使用以外の使用

区 分			金 額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 <u>560</u>	円 <u>5,600</u>
		休日等	<u>660</u>	<u>6,600</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	<u>880</u>	<u>8,800</u>
		休日等	<u>1,100</u>	<u>11,000</u>
	その他の者	平日	<u>1,320</u>	<u>13,200</u>

はこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき	<u>11,900</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同	<u>23,900</u>	
	その他の催物に使用する場合	同	<u>83,400</u>	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	<u>23,900</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同	<u>47,600</u>	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同	<u>119,000</u>
		入場料等が1,000円を超える場合	同	<u>239,000</u>

(2) 貸切り使用以外の使用

区 分			金 額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 <u>600</u>	円 <u>6,000</u>
		休日等	<u>710</u>	<u>7,100</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	<u>950</u>	<u>9,500</u>
		休日等	<u>1,190</u>	<u>11,900</u>
	その他の者	平日	<u>1,430</u>	<u>14,300</u>

		休日等	<u>1,540</u>	<u>15,400</u>
団体 (20人以上)	幼児等	平日	<u>440</u>	—
		休日等	<u>530</u>	—
	生徒等	平日	<u>700</u>	—
		休日等	<u>880</u>	—
	その他の者	平日	<u>1,060</u>	—
		休日等	<u>1,240</u>	—

(3) 省略

注 1～3 省略

4 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）が貸切り使用以外の使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注5以下 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区 分		金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>6,300</u>	円 <u>9,730</u>	円 <u>12,600</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>

		休日等	<u>1,660</u>	<u>16,600</u>
団体 (20人以上)	幼児等	平日	<u>480</u>	—
		休日等	<u>570</u>	—
	生徒等	平日	<u>760</u>	—
		休日等	<u>950</u>	—
	その他の者	平日	<u>1,140</u>	—
		休日等	<u>1,340</u>	—

(3) 省略

注 1～3 省略

4 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）が貸切り使用以外の使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

注5以下 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区 分		金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>6,800</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>13,600</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>

	その他の催物に使用する 場合	<u>44,600</u>	<u>68,700</u>	<u>89,500</u>	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>12,600</u>	<u>19,400</u>	<u>25,100</u>	
	アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>25,100</u>	<u>39,000</u>	<u>50,400</u>	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下 の場合	<u>63,000</u>	<u>97,300</u>	<u>126,000</u>
		入場料等が 1,000円を超 える場合	<u>126,000</u>	<u>194,000</u>	<u>251,000</u>

(2) 個人使用

区	分	金 額
幼 児 等		1人2時間につき <u>220</u> 円
生 徒 等		同 <u>350</u>
そ の 他 の 者		同 <u>500</u>

注 省略
3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区	分	金 額
特 別 室		1時間につき <u>780</u> 円
第 1 会 議 室		同 <u>560</u>
第 2 会 議 室		同 <u>560</u>
第 3 会 議 室		同 <u>560</u>

	その他の催物に使用する 場合	<u>48,200</u>	<u>74,200</u>	<u>96,700</u>	
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用す る場合	<u>13,600</u>	<u>21,000</u>	<u>27,100</u>	
	アマチュアスポーツに使 用する場合	<u>27,100</u>	<u>42,100</u>	<u>54,400</u>	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下 の場合	<u>68,000</u>	<u>105,000</u>	<u>136,000</u>
		入場料等が 1,000円を超 える場合	<u>136,000</u>	<u>210,000</u>	<u>271,000</u>

(2) 個人使用

区	分	金 額
幼 児 等		1人2時間につき <u>240</u> 円
生 徒 等		同 <u>380</u>
そ の 他 の 者		同 <u>540</u>

注 省略
3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区	分	金 額
特 別 室		1時間につき <u>840</u> 円
第 1 会 議 室		同 <u>600</u>
第 2 会 議 室		同 <u>600</u>
第 3 会 議 室		同 <u>600</u>

第 4 会 議 室	同	560
-----------	---	-----

(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合

区 分	金 額		
	午 前 午前8時30分から 午後零時30分まで	午 後 午後1時から午後 5時まで	夜 間 午後5時30分から 午後9時30分まで
特 別 室	2,170 円	3,550 円	4,240 円
第 1 会 議 室	1,260	1,830	2,060
第 2 会 議 室	1,260	1,830	2,060
第 3 会 議 室	1,260	1,830	2,060
第 4 会 議 室	1,260	1,830	2,060

注 省略

第 4 会 議 室	同	600
-----------	---	-----

(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合

区 分	金 額		
	午 前 午前8時30分から 午後零時30分まで	午 後 午後1時から午後 5時まで	夜 間 午後5時30分から 午後9時30分まで
特 別 室	2,340 円	3,830 円	4,580 円
第 1 会 議 室	1,360	1,980	2,220
第 2 会 議 室	1,360	1,980	2,220
第 3 会 議 室	1,360	1,980	2,220
第 4 会 議 室	1,360	1,980	2,220

注 省略

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の理由

滋賀県立彦根総合運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第3条 総合運動場の開場時間は、スポーツ会館を除き、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、陸上競技場および屋外プールにあつては午前8時30分から午後5時まで、屋内プールおよびスイミングセンター会議室にあつては午前8時30分から午後8時30分までとする。</p> <p>2 総合運動場の休場日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。</p> <p>第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第3条 総合運動場の開場時間は、スポーツ会館を除き、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、陸上競技場およびスイミングセンター(会議室を除く。)にあつては午前8時30分から午後5時まで、スイミングセンター会議室にあつては午前8時30分から午後8時30分までとする。</p> <p>2 総合運動場の休場日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。</p> <p>第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係</p>

る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 陸上競技場

(1) 貸切り使用

区 分		金 額	
		午 前	午 後
		午前8時30分から午後 零時30分まで	午後1時から午後5 時まで
入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校等 またはこれらに関係のある 団体（以下「幼稚園等」と いう。）が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	円 <u>3,100</u>	円 <u>4,580</u>
	アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>6,180</u>	<u>9,170</u>
	その他の催物に使用する場 合	<u>16,000</u>	<u>22,800</u>
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	<u>6,180</u>	<u>9,170</u>
	アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>12,600</u>	<u>18,300</u>
	その他 の催物	入 場 料 等 が 1,000 円以下の <u>31,000</u>	<u>45,800</u>

る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第15条 省略

別表（第4条、第5条、第14条関係）

1 陸上競技場

(1) 貸切り使用

区 分		金 額	
		午 前	午 後
		午前8時30分から午後 零時30分まで	午後1時から午後5 時まで
入場料 または これに 類する 金 銭 (以下 「入場 料等」 とい う。) を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校等 またはこれらに関係のある 団体（以下「幼稚園等」と いう。）が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	円 <u>3,350</u>	円 <u>4,950</u>
	アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>6,670</u>	<u>9,900</u>
	その他の催物に使用する場 合	<u>17,300</u>	<u>24,600</u>
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、児童また は生徒を対象に使用する場 合	<u>6,670</u>	<u>9,900</u>
	アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>13,600</u>	<u>19,800</u>
	その他 の催物	入 場 料 等 が 1,000 円以下の <u>33,500</u>	<u>49,500</u>

	に使用する 場合	場合		
		入場料等が 1,000円を超える 場合	<u>61,800</u>	<u>91,700</u>

	に使用する 場合	場合		
		入場料等が 1,000円を超える 場合	<u>66,700</u>	<u>99,000</u>

(2) 個人使用

区	分	金	額
円			
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校 (前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒 またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」と いう。)		1人1日につき	<u>220</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限 る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下 「生徒等」という。)		同	<u>280</u>
そ の 他 の 者		同	<u>400</u>

(2) 個人使用

区	分	金	額
円			
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校 (前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒 またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」と いう。)		1人1日につき	<u>240</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限 る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下 「生徒等」という。)		同	<u>300</u>
そ の 他 の 者		同	<u>430</u>

59

2 野球場(貸切り使用)

区	分	金 額			備 考
		午 前	午 後	夜 間	
		午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	
入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	円 <u>4,460</u>	円 <u>6,410</u>	円 <u>8,950</u>	屋内練習場 のみを使用する 場合は、午 前、午後およ び夜間の区分 に従い、それ ぞれ1面につ き <u>1,180円</u> と する。
	アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>8,950</u>	<u>12,600</u>	<u>18,300</u>	

2 野球場(貸切り使用)

区	分	金 額			備 考
		午 前	午 後	夜 間	
		午前8時 30分から 午後零時 30分まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	
入場料 等を徴 収しな い場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	円 <u>4,820</u>	円 <u>6,920</u>	円 <u>9,670</u>	屋内練習場 のみを使用する 場合は、午 前、午後およ び夜間の区分 に従い、それ ぞれ1面につ き <u>1,270円</u> と する。
	アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>9,670</u>	<u>13,600</u>	<u>19,800</u>	

	その他の催物に使用する場合	<u>36,800</u>	<u>51,500</u>	<u>73,300</u>	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>8,950</u>	<u>12,600</u>	<u>18,300</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>17,100</u>	<u>25,100</u>	<u>36,800</u>	
	その他の催物に使用する場合				
	入場料等が1,000円以下の場合	<u>73,300</u>	<u>103,000</u>	<u>149,000</u>	
	入場料等が1,000円を超える場合	<u>149,000</u>	<u>206,000</u>	<u>298,000</u>	

	その他の催物に使用する場合	<u>39,700</u>	<u>55,600</u>	<u>79,200</u>	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>9,670</u>	<u>13,600</u>	<u>19,800</u>	
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>18,500</u>	<u>27,100</u>	<u>39,700</u>	
	その他の催物に使用する場合				
	入場料等が1,000円以下の場合	<u>79,200</u>	<u>111,000</u>	<u>161,000</u>	
	入場料等が1,000円を超える場合	<u>161,000</u>	<u>222,000</u>	<u>322,000</u>	

3. スイミングセンター
(1) 団体使用 (占用使用)

区 分		金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで
屋外プール 50	入場料等を徴収しない場合	円	円	円
	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>4,580</u>	<u>6,760</u>	—
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>9,170</u>	<u>13,700</u>	—
	その他の催物に使用する場合	<u>27,400</u>	<u>41,200</u>	—

3. スイミングセンター
(1) 団体使用 (占用使用)

区 分		金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで
50メートル	入場料等を徴収しない場合	円	円	円
	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>4,950</u>	<u>7,300</u>	—
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>9,900</u>	<u>14,800</u>	—
	その他の催物に使用する場合	<u>29,600</u>	<u>44,500</u>	—

メ ー ト ル プ ー ル	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>9,170</u>	<u>13,700</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>18,300</u>	<u>27,400</u>	-
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>56,100</u>	<u>81,300</u>	-
			入場料等が1,000円を超える場合	<u>112,000</u>	<u>160,000</u>	-
屋 外 プ ー ル	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>2,280</u>	<u>3,430</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>4,580</u>	<u>6,760</u>	-
		その他の催物に使用する場合		<u>11,200</u>	<u>22,800</u>	-
飛 込 プ ー ル	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>4,580</u>	<u>6,760</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>9,170</u>	<u>13,700</u>	-
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>24,000</u>	<u>46,800</u>	-
			入場料等が1,000円を超える場合	<u>45,800</u>	<u>94,000</u>	-

プ ー ル	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>9,900</u>	<u>14,800</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>19,800</u>	<u>29,600</u>	-
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>60,600</u>	<u>87,800</u>	-
			入場料等が1,000円を超える場合	<u>121,000</u>	<u>173,000</u>	-
飛 込 プ ー ル	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>2,460</u>	<u>3,700</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>4,950</u>	<u>7,300</u>	-
		その他の催物に使用する場合		<u>12,100</u>	<u>24,600</u>	-
飛 込 プ ー ル	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>4,950</u>	<u>7,300</u>	-
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>9,900</u>	<u>14,800</u>	-
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>25,900</u>	<u>50,500</u>	-
			入場料等が1,000円を超える場合	<u>49,500</u>	<u>101,500</u>	-

屋内プール (平水時)	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>3,430</u>	<u>5,720</u>	<u>7,440</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>8,130</u>	<u>9,860</u>	<u>14,900</u>
		その他の催物に使用する場合		<u>19,400</u>	<u>28,600</u>	<u>36,800</u>
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>6,760</u>	<u>11,200</u>	<u>14,900</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>16,000</u>	<u>19,400</u>	<u>28,600</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>41,200</u>	<u>57,200</u>	<u>74,400</u>
入場料等が1,000円を超える場合			<u>81,300</u>	<u>113,000</u>	<u>149,000</u>	
屋内プール (温)	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>6,760</u>	<u>11,200</u>	<u>14,900</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>13,700</u>	<u>22,800</u>	<u>28,600</u>
		その他の催物に使用する場合		<u>27,400</u>	<u>45,800</u>	<u>57,200</u>
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>13,700</u>	<u>22,800</u>	<u>28,600</u>
アマチュアスポーツに使用する場合						

25 メ ー ト ル プ ー ル	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>3,700</u>	<u>6,180</u>	<u>8,040</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>8,780</u>	<u>10,600</u>	<u>16,100</u>
		その他の催物に使用する場合		<u>21,000</u>	<u>30,900</u>	<u>39,700</u>
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		<u>7,300</u>	<u>12,100</u>	<u>16,100</u>
		アマチュアスポーツに使用する場合		<u>17,300</u>	<u>21,000</u>	<u>30,900</u>
		その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	<u>44,500</u>	<u>61,800</u>	<u>80,400</u>
入場料等が1,000円を超える場合			<u>87,800</u>	<u>122,000</u>	<u>161,000</u>	

水 時)	用する場合		27,400	45,800	57,200
	その 他の 催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以下 の場合	55,000	91,700	113,000
		入場料等が 1,000円を超 える場合	108,000	183,000	228,000

(2) 個人使用

区	分	金 額	
		1人1回につき	回数券11回券
屋 外 プ ー ル	幼 児 等	280 円	2,800 円
	生 徒 等	350	3,500
	その他の者	500	5,000
屋内プール (平水時)	幼 児 等	280	2,800
	生 徒 等	350	3,500
	その他の者	500	5,000
屋内プール (温水時)	幼 児 等	400	4,000
	生 徒 等	450	4,500
	その他の者	680	6,800

4 庭球場

区	分	金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分 から午後	午後1時か ら午後5時	午後5時30 分から午後 9時30分ま

(2) 個人使用

区	分	金 額	
		1人1回につき	回数券11回券
50メートルプール	幼 児 等	300 円	3,000 円
	生 徒 等	380	3,800
	その他の者	540	5,400
25メートルプール	幼 児 等	300	3,000
	生 徒 等	380	3,800
	その他の者	540	5,400

4 庭球場

区	分	金 額		
		午 前	午 後	夜 間
		午前8時30分 から午後	午後1時か ら午後5時	午後5時30 分から午後 9時30分ま

		零時30分まで	まで	で	
		円	円	円	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1面2時間につき 570	1面2時間につき 860	1面2時間につき 1,130	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 1,130	同 1,710	同 2,280	
	その他の催物に使用する場合	同 2,860	同 4,240	同 5,720	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1面につき 2,740	1面につき 4,120	1面につき 5,500	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 5,500	同 8,250	同 11,000	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 13,700	同 20,600	同 27,400
		入場料等が1,000円を超える場合	同 27,400	同 41,200	同 55,000

5 スポーツ会館

区 分	金 額			
	宿 泊	宿 泊 を 伴 う 場 合	昼 間 利 用	
			宿 泊 を 伴 わ ない 場 合	
			午 前	午 後
			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
	円	円	円	円
大学、高等学校もしくは中等教育学校（後期）	1人1泊につき	1人につき 220	1室につき 1,370	1室につき 2,060

		零時30分まで	まで	で	
		円	円	円	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1面2時間につき 620	1面2時間につき 930	1面2時間につき 1,220	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 1,220	同 1,850	同 2,460	
	その他の催物に使用する場合	同 3,090	同 4,580	同 6,180	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1面につき 2,960	1面につき 4,450	1面につき 5,940	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 5,940	同 8,910	同 11,880	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 14,800	同 22,200	同 29,600
		入場料等が1,000円を超える場合	同 29,600	同 44,500	同 59,400

5 スポーツ会館

区 分	金 額			
	宿 泊	宿 泊 を 伴 う 場 合	昼 間 利 用	
			宿 泊 を 伴 わ ない 場 合	
			午 前	午 後
			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
	円	円	円	円
大学、高等学校もしくは中等教育学校（後期）	1人1泊につき	1人につき 240	1室につき 1,480	1室につき 2,220

課程に限る。)の学生 もしくは生徒またはこ れらに準ずる者	1,370		
その他の者	同 1,600	同 280	

6 会議室等
(1) 陸上競技場会議室

区 分	金 額	
	午 前	午 後
	午前 8 時30分から午 後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで
会 議 室 A	円 1,260	円 1,830
会 議 室 B	円 1,260	円 1,830

(2) 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
会 議 室	円 2,510	円 3,680	円 4,920
ミーティング室 1	2,510	3,680	4,920
ミーティング室 2	2,510	3,680	4,920
本 部 席	1,260	1,260	1,260
役 員 席	1,260	1,260	1,260
審 判 席	1,260	1,260	1,260

(3) スイミングセンター会議室

課程に限る。)の学生 もしくは生徒またはこ れらに準ずる者	1,480		
その他の者	同 1,730	同 300	

6 会議室等
(1) 陸上競技場会議室

区 分	金 額	
	午 前	午 後
	午前 8 時30分から午 後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで
会 議 室 A	円 1,360	円 1,980
会 議 室 B	円 1,360	円 1,980

(2) 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
会 議 室	円 2,710	円 3,970	円 5,310
ミーティング室 1	2,710	3,970	5,310
ミーティング室 2	2,710	3,970	5,310
本 部 席	1,360	1,360	1,360
役 員 席	1,360	1,360	1,360
審 判 席	1,360	1,360	1,360

(3) スイミングセンター会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで
大 会 議 室	円 2,640	円 4,000	円 5,260
小 会 議 室	円 1,370	円 2,060	円 2,640

(4) 庭球場管理室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
管 理 室	円 1,370	円 2,060	円 2,400

注 1～7 省略

- 8 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）がスイミングセンターの個人使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 9 スイミングセンターの団体使用またはスイミングセンター会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、屋外プールにあつては午後5時以降の場合は午後、屋内プールおよびスイミングセンター会議室にあつては午後5時から午後5時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

注10以下 省略

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 8 時30分まで
大 会 議 室	円 2,850	円 4,320	円 5,680
小 会 議 室	円 1,480	円 2,220	円 2,850

(4) 庭球場管理室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
管 理 室	円 1,480	円 2,220	円 2,590

注 1～7 省略

- 8 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がスイミングセンターの個人使用をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 9 スイミングセンターの団体使用またはスイミングセンター会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、スイミングセンター（会議室を除く。）にあつては午後5時以降の場合は午後、スイミングセンター会議室にあつては午後5時から午後5時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

注10以下 省略

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立希望が丘野外活動センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に野外活動センターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>	<p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に野外活動センターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p>
<p>第15条および付則 省略</p>	<p>第15条および付則 省略</p>

別表（第5条、第14条関係）

区分		金額
キャンプ施設	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき <u>370</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）、 <u>25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）</u> または <u>65歳以上の者</u>	同 <u>430</u>
	その他の者	同 <u>610</u>
	会議室	1時間につき <u>270</u>
多目的室	同 <u>560</u>	
集会室	同 <u>340</u>	
クラフト室	同 <u>270</u>	
ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>430</u>
	生徒等、 <u>25歳未満の青少年</u> または <u>65歳以上の者</u>	同 <u>610</u>
	その他の者	同 <u>980</u>

注

1 省略

2 日帰りによるキャンプ施設使用の場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 多目的室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

5 野外活動センターの業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

別表（第5条、第14条関係）

区分		金額
キャンプ施設	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき <u>400</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）、 <u>または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）</u>	同 <u>460</u>
	その他の者	同 <u>660</u>
会議室	1時間につき	<u>290</u>
多目的室	同	<u>600</u>
集会室	同	<u>370</u>
クラフト室	同	<u>290</u>
ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>460</u>
	生徒等または <u>25歳未満の青少年</u>	同 <u>660</u>
	その他の者	同 <u>1,060</u>

注

1 省略

2 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がキャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 日帰りによるキャンプ施設使用の場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 多目的室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

6 野外活動センターの業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 29 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新												
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設等の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第4条、第5条、第14条関係)</p> <p>1 艇庫等</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る特定施設等の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第4条、第5条、第14条関係)</p> <p>1 艇庫等</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人漕ぎ艇を収容する場合</td> <td>大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま</td> <td>円 1艇1日につき 200</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金額	4人漕ぎ艇を収容する場合	大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま	円 1艇1日につき 200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人漕ぎ艇を収容する場合</td> <td>大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま</td> <td>円 1艇1日につき 220</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金額	4人漕ぎ艇を収容する場合	大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま	円 1艇1日につき 220
区	分	金額											
4人漕ぎ艇を収容する場合	大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま	円 1艇1日につき 200											
区	分	金額											
4人漕ぎ艇を収容する場合	大学、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の学生もしくは生徒ま	円 1艇1日につき 220											

艇庫	2人漕ぎ艇を収容する場合	たはこれらに準ずる者（以下「学生等」という。）	
		その他の者	同 280
	1人漕ぎ艇を収容する場合	学生等	同 180
		その他の者	同 240
	オール・パドル	学生等	同 150
		その他の者	同 180
	オール・パドル	学生等	同 50
		その他の者	同 60
艇(オール・パドルを除く。)	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき 740
		その他の者	同 860
	2人漕ぎ艇	学生等	同 500
		その他の者	同 740
	1人漕ぎ艇	学生等	同 400
		その他の者	同 500
	審判艇		同 2,980
	オール・パドル	学生等	1本2時間につき 280
		その他の者	同 400
	審判塔		4時間につき 1,490
スタート台		同 3,430	

2 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

艇庫	2人漕ぎ艇を収容する場合	たはこれらに準ずる者（以下「学生等」という。）	
		その他の者	同 300
	1人漕ぎ艇を収容する場合	学生等	同 190
		その他の者	同 260
	オール・パドル	学生等	同 160
		その他の者	同 190
	オール・パドル	学生等	同 50
		その他の者	同 60
艇(オール・パドルを除く。)	4人漕ぎ艇	学生等	1艇2時間につき 800
		その他の者	同 930
	2人漕ぎ艇	学生等	同 540
		その他の者	同 800
	1人漕ぎ艇	学生等	同 430
		その他の者	同 540
	審判艇		同 3,220
	オール・パドル	学生等	1本2時間につき 300
		その他の者	同 430
	審判塔		4時間につき 1,610
スタート台		同 3,700	

2 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

学 生 等	1人1泊につき <u>1,370</u>	1人1回につき <u>220</u> 円
そ の 他 の 者	同 <u>1,600</u>	同 <u>280</u>

3 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会 議 室 (A)	<u>1,490</u>	<u>2,060</u>	<u>2,640</u> 円
会 議 室 (B)	<u>970</u>	<u>1,260</u>	<u>1,490</u>

注 省略

学 生 等	1人1泊につき <u>1,480</u>	1人1回につき <u>240</u> 円
そ の 他 の 者	同 <u>1,730</u>	同 <u>300</u>

3 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会 議 室 (A)	<u>1,610</u>	<u>2,220</u>	<u>2,850</u> 円
会 議 室 (B)	<u>1,050</u>	<u>1,360</u>	<u>1,610</u>

注 省略

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立ライフル射撃場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 23 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 貸切り使用</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 貸切り使用</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区</th> <th rowspan="3">分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から午</td> <td>午後1時から午後5</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額		午 前	午 後	午前8時30分から午	午後1時から午後5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区</th> <th rowspan="3">分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から午</td> <td>午後1時から午後5</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	金 額		午 前	午 後	午前8時30分から午	午後1時から午後5
区			分	金 額													
				午 前	午 後												
	午前8時30分から午	午後1時から午後5															
区	分	金 額															
		午 前	午 後														
		午前8時30分から午	午後1時から午後5														

		後零時30分まで	時まで
エアライフル 射撃場	中学校、高等学校、 中等教育学校等ま たはこれらに関係 のある団体が生徒 を対象に使用する 場合	<u>8,240</u>	<u>8,240</u> 円
	その他の場合	<u>14,800</u>	<u>14,800</u>
スモールボアライ フル射撃場	高等学校、中等教 育学校（後期課程 に限る。）等また はこれらに関係の ある団体が生徒を 対象に使用する場 合	<u>12,600</u>	<u>12,600</u>
	その他の場合	<u>22,700</u>	<u>22,700</u>

2 個人使用

区	分	金	額
エアライフル 射撃場	中学校もしくは中等 教育学校（前期課程に限 る。）の生徒またはこ れらに準ずる者	1人1回につき（2時間以内）	<u>220</u> 円
	高等学校もしくは中等 教育学校（後期課程に 限る。）の生徒または これらに準ずる者（以 下「生徒等」とい う。）	同	<u>220</u>
	その他の者	同	<u>720</u>
スモールボアライ フル射撃場	生徒等	同	<u>280</u>
	その他の者	同	<u>900</u>

注 省略

		後零時30分まで	時まで
エアライフル 射撃場	中学校、高等学校、 中等教育学校等また はこれらに関係のあ る団体が生徒を対象 に使用する場合	<u>8,900</u>	<u>8,900</u> 円
	その他の場合	<u>16,000</u>	<u>16,000</u>
スモールボアライ フル射撃場	高等学校、中等教 育学校（後期課程に限 る。）等またはこれ らに関係のある団体 が生徒を対象に使用 する場合	<u>13,600</u>	<u>13,600</u>
	その他の場合	<u>24,500</u>	<u>24,500</u>

2 個人使用

区	分	金	額
エアライフル 射撃場	中学校もしくは中等 教育学校（前期課程に限 る。）の生徒またはこ れらに準ずる者	1人1回につき（2時間以内）	<u>240</u> 円
	高等学校もしくは中等 教育学校（後期課程に 限る。）の生徒または これらに準ずる者（以 下「生徒等」とい う。）	同	<u>240</u>
	その他の者	同	<u>780</u>
スモールボアライ フル射撃場	生徒等	同	<u>300</u>
	その他の者	同	<u>970</u>

注 省略

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立伊吹運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																										
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、前条第1項の規定による承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に運動場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、第4条第1項の規定による承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により第4条第1項の規定による承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 貸切り使用</p> <table border="1" data-bbox="123 1284 1108 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金 額			午 前	午 後	夜 間	区	分				<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、前条第1項の規定による承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に運動場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、第4条第1項の規定による承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により第4条第1項の規定による承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表(第5条、第14条関係)</p> <p>1 貸切り使用</p> <table border="1" data-bbox="1164 1284 2150 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金 額			午 前	午 後	夜 間	区	分			
			金 額																								
		午 前	午 後	夜 間																							
区	分																										
		金 額																									
		午 前	午 後	夜 間																							
区	分																										

		午前 8 時 30 分から午後 零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
入場料またはこれに類する金銭 (以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>1,710</u>	円 <u>2,280</u>	円 <u>3,420</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>3,430</u>	<u>4,580</u>	<u>6,860</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>10,300</u>	<u>13,700</u>	<u>20,600</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>3,430</u>	<u>4,580</u>	<u>6,860</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>6,870</u>	<u>9,170</u>	<u>13,800</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>20,600</u>	<u>27,400</u>	<u>41,300</u>

2 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1日につき <u>170</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>220</u>
その他の者	同 <u>280</u>

注 省略

		午前 8 時 30 分から午後 零時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
入場料またはこれに類する金銭 (以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>1,850</u>	円 <u>2,460</u>	円 <u>3,690</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>3,700</u>	<u>4,950</u>	<u>7,410</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>11,100</u>	<u>14,800</u>	<u>22,200</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>3,700</u>	<u>4,950</u>	<u>7,410</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>7,420</u>	<u>9,900</u>	<u>14,900</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>22,200</u>	<u>29,600</u>	<u>44,600</u>

2 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1日につき <u>180</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	同 <u>240</u>
その他の者	同 <u>300</u>

注 省略

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例 新旧対照表

旧	新																																		
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にヨットハーバーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、承認に係る施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第6条～第13条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者にヨットハーバーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、承認に係る施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。</p> <p>第15条および付則 省略</p> <p>別表（第5条、第14条関係）</p> <p>1 艇庫</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1室1年につき</th> <th colspan="3">1艇1年につき</th> </tr> <tr> <th>上 段</th> <th>中 段</th> <th>下 段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額				1室1年につき	1艇1年につき			上 段	中 段	下 段						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1室1年につき</th> <th colspan="3">1艇1年につき</th> </tr> <tr> <th>上 段</th> <th>中 段</th> <th>下 段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額				1室1年につき	1艇1年につき			上 段	中 段	下 段					
区 分		金 額																																	
		1室1年につき	1艇1年につき																																
	上 段		中 段	下 段																															
区 分	金 額																																		
	1室1年につき	1艇1年につき																																	
		上 段	中 段	下 段																															

	円	円	円	円
1 - 1	<u>1,640,000</u>			
1 - 2				
1 - 3	<u>820,000</u>	<u>86,000</u>	<u>114,000</u>	<u>143,000</u>
1 - 4				
1 - 5				
1 - 6				
1 - 7				
1 - 8	-	<u>86,000</u>		
2 - 1	<u>936,000</u>	<u>48,000</u>	<u>66,000</u>	<u>81,000</u>
2 - 2	<u>468,000</u>			
2 - 3				
2 - 4				
2 - 5				
2 - 6	<u>799,000</u>			
2 - 7	<u>468,000</u>			
2 - 8	<u>117,000</u>			

2 斜路および棧橋 1艇1日につき 1,710円
 3 駐車場 1台1日につき 780円
 注 省略

	円	円	円	円
1 - 1	<u>1,770,000</u>			
1 - 2				
1 - 3	<u>886,000</u>	<u>93,000</u>	<u>123,000</u>	<u>154,000</u>
1 - 4				
1 - 5				
1 - 6				
1 - 7				
1 - 8	-	<u>93,000</u>		
2 - 1	<u>1,010,000</u>	<u>52,000</u>	<u>71,000</u>	<u>87,000</u>
2 - 2	<u>505,000</u>			
2 - 3				
2 - 4				
2 - 5				
2 - 6	<u>860,000</u>			
2 - 7	<u>505,000</u>			
2 - 8	<u>130,000</u>			

2 斜路および棧橋 1艇1日につき 1,850円
 3 駐車場 1台1日につき 840円
 注 省略